

様式第3号(第3条関係)

五條市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

年 月 日

五條市長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

印

被保険者 \_\_\_\_\_ 様(以下『甲』という。)の五條市介護保険制度における住宅改修費の支払について受領委任払いの取扱いを申し出るに当たり、五條市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱(平成25年6月五條市告示第89号。以下「実施要綱」という。)の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

第1 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生労働省告示第95号)に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、通達、五條市の条例及び規則等を遵守すること。

第2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、甲の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。

第3 住宅改修に当たっては、五條市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者並びに在宅介護支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(見積書等の交付)

第4 施工に係る費用を見積もって、「見積書」を作成し、甲に交付すること。その際、見積書には、住宅改修の内容、箇所及び規模並びに住宅改修に要する費用、着工予定年月日、完成予定年月日、施工事業者名及び連絡先等を明記すること。

(見積書の内容変更)

第5 住宅改修に関する見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された受領委任払いの取扱いについては、原則として無効となることを甲に説明すること。

(住宅改修の施工等)

第6 実施要綱第4条第1項に定める五條市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書により

承認されたとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して甲に十分に説明を行うこと。

(自己負担額の受領等)

第7 住宅改修費については、五條市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書に記載されている自己負担額の支払を甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。  
また、工事完了後、自己負担額の支払を受けたときは、甲に領収証を発行すること。

(保険給付の請求)

第8 住宅改修費のうち受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、実施要綱第5条に定める書類等に不備がないかを確認した上、五條市長に請求すること。また請求に当たって保険給付外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

第9 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

(通知)

第10 甲が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を五條市長に通知すること。

- (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設備に関する指示に従わないとき。

(指導、調査等)

第11 五條市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿、書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

第12 関係法令、通達、五條市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について五條市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、実施要綱第9条に定める受領委任払いの取扱停止措置について、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

第13 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。

(秘密保持)

第14 事業所の職員は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。